

令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業
プロポーザル 実施要領

白石町教育委員会 学校教育課

第1 趣旨

文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」における、高速大容量の通信ネットワークを整備するとともに、国が示す「児童生徒1人1台端末の整備」に対応した情報機器（以下、「端末」という。）の配備により、Society5.0時代に求められる情報活用能力の育成など本町の教育の質を高め、より充実した教育を実現するためのICT環境整備を目的とする。

本実施要領は、「令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業」に係る契約の相手方となる事業者選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 概要

1 事業名

令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業

2 事業内容

別紙「令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業 仕様書」のとおりとする。

3 事業期間

契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

※ただし、実際に契約する事業期間については、必要に応じて提案内容を参考に受託候補者と協議し決定する。

4 提案上限額

126,454千円（※注意：消費税及び地方消費税は含まない）

①提案上限額は、利用が開始できる状態として納入が完了するまでに要する全ての経費の総額とする。

②提案上限額は、予定価格を示すものではなく本件の事業提案の規模を示すためのものである。

③見積書（様式4）において提案上限額を超える見積額で提案した者は、失格とする。

5 納入場所

白石町内小中学校及び白石町教育委員会

第3 参加資格

本事業提案への参加資格を有する者は、以下の要件全てを満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 白石町入札参加資格を有する者であること。
- ④ 白石町の指名停止措置を受けていないこと。

- ⑤ 暴力団排除条例（平成24年条例第26号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税に滞納等がないこと。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑧ 白石町役場内で行う打合せ等に参加でき、緊密な連絡調整が可能であること。
- ⑨ 受託事業者決定までの間においても参加資格要件を満たすこと。
- ⑩ 過去2年間において、元請として国または地方公共団体等と契約した同種の事業実績を有していること。

第4 スケジュール

本件は、以下のスケジュールにて選定を行うものとする。

	イベント	期日
1	公募開始	令和2年10月28日(水)
2	質疑受付期限	令和2年11月2日(月)15時まで
3	質疑回答期限	令和2年11月5日(木)まで
4	参加表明書等の提出期限	令和2年11月9日(月)15時まで
5	事業提案書等の提出期限	令和2年11月19日(木)15時まで
6	プレゼンテーション（審査・選定）	令和2年11月26日(木) ※詳細については別途個別に連絡予定
7	選定結果通知	令和2年11月27日(金)17時まで

※スケジュールは予定であるため、変更になる場合もある。その際は、事業提案参加者へ連絡する。

第5 資料の提供

本件に関する資料提供については、次のとおりとする。

- ・提供場所：白石町ホームページ
- ・提供開始日時：令和2年10月28日（水）

第6 質疑の受付および回答

本実施要領及び仕様書等に対する質問については、「質疑書（様式5）」に記入し、電子メールで行うこと。

- 1 受付期限：令和2年11月2日（月）15時まで
- 2 提出先：電子メールに添付し、「第11.事務局」記載のメールアドレス宛て送信すること。
※質疑書送信後は、送信確認のため必ず事務局宛て電話連絡をすること。

- 3 回答方法：質疑に対する回答は、とりまとめて質疑回答期限までに白石町ホームページにて公開する。
- 4 取扱い：質疑に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正として同様に扱うものとする。

第7 参加手続き（参加表明書等の提出）

本事業提案に参加する者は、以下に基づき参加表明書等を提出すること。

- 1 提出期限
令和2年11月9日（月）15時まで
- 2 提出方法以下のいずれかにより「第11. 事務局」宛て提出すること。
 - ① 持参（開庁日9時～16時の時間帯に事務局へ直接持参）
 - ② 郵送（簡易書留により事務局へ期限内必着）
- 3 提出書類
 - ・参加表明書（様式1） 1部
 - ・導入実績書（様式2） 1部
- 4 留意事項
 - ・参加表明書（様式1）には、契約時に契約者となることができる名称を記載すること。
 - ・導入実績書（様式2）には、過去2年間における国または地方公共団体等と契約した同種の事業実績を記入すること。

第8 事業提案書等の提出要領

本事業提案に参加する者は、以下に基づき事業提案書等を提出すること。

- 1 提出方法等
 - (1) 提出期限：令和2年11月19日（木）15時まで
 - (2) 提出方法：持参によること。「第11. 事務局」へ直接持参すること。
 - (3) 提出書類：下記の書類を提出すること。
 - ・事業提案書（様式3） 1部
 - ・事業提案資料（任意様式） 10部（正本1部、副本9部）
 - ・ // （DVD-R保存データ） 1枚
 - ・見積書（様式4） 1部
 - ・見積明細書（任意様式） 1部
 - (4) 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。また、提出期限までに必要書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。なお、辞退の場合でも以後における不利益な扱いはしない。
 - (5) 提出された事業提案書等の内容について事務局にて確認し、場合によっては、提案者に対し、問い合わせやヒアリング等を行う。

(6) 事業提案書等を提出後、事務局まで下記を記入しメールを送信すること。

件名：「令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業 事業提案の窓口担当について」

内容：会社名、部署名、担当者名、電話番号、連絡用電子メールアドレス

2 事業提案資料（任意様式）の作成

- (1) 事業提案資料は簡易製本したものを作成し、押印した正本を「1部」、副本を「9部」提出すること。
- (2) 事業提案資料については、紙媒体のほか、電子データを格納したDVD-Rを1枚提出すること。
- (3) 様式は特に定めないが、原則としてA4両面印刷とし、文字のサイズは10.5ポイント以上とする。ただし、スケジュールや図表等で一部A3用紙をA4サイズに折り込んで使用しても良い。
- (4) 目次等を含め全部で概ね10枚(両面20ページ)以内とする。
- (5) 記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。(専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを付ける事)
- (6) 事業提案資料は、「令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業 仕様書」の内容を踏まえて、下表の記載項目を最低限記載することとし、その他提案することがあれば、追加記載すること。

【 事業提案資料 記載項目 】

大項目	項目および内容
提案者に関する項目	事業者の会社概要、最寄り本店・支店の概要
事業実施体制及び導入スケジュール項目	事業実施体制及び担当者の概要（実績等）
	導入スケジュール
導入する端末機器に関する項目	導入（提案）する端末及びソフトウェアやシステムの機能・特長
	導入する端末機器の稼働実績等
導入、運用支援に関する項目	導入前から運用開始までの支援体制
	その他運用支援や定例保守等が含まれている場合はその内容
運用経費に関する項目 ※見積書に含まない経費	次年度以降から5年間（60ヵ月）の運用を想定した場合にかかる全ての経費（月額と年額）

(7) 事業提案資料に記載する内容は、別途提出の「見積書（様式4）」と「見積明細書（任意様式）」の内容と一致しているものとする。見積に含まないものを事業提案資料に記載する場合は、その内容が明確になるよう記載すること。

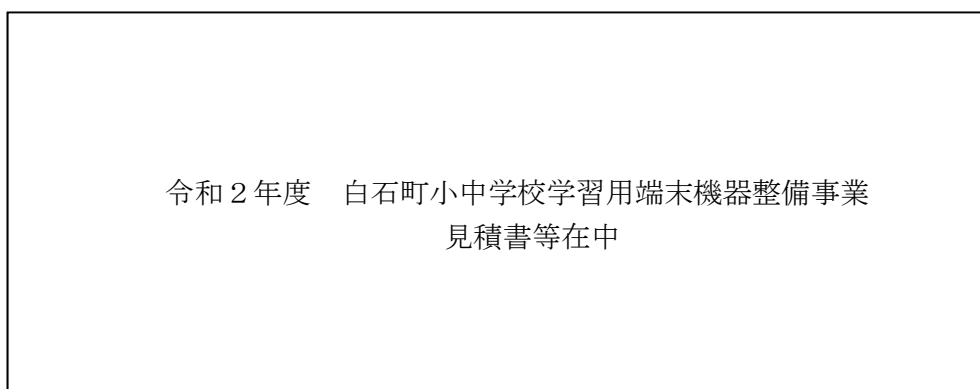
3 見積書（様式4）の作成

- (1) 導入する端末機器及び運用に必要なソフトウェアやシステム構築費等を含む初期費用全体の合計金額とし、次年度以降の運用経費は含まないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税は含まない額とし、通貨単位は「円」とする。
- (3) 見積明細書（任意様式）の総額と同額となること。

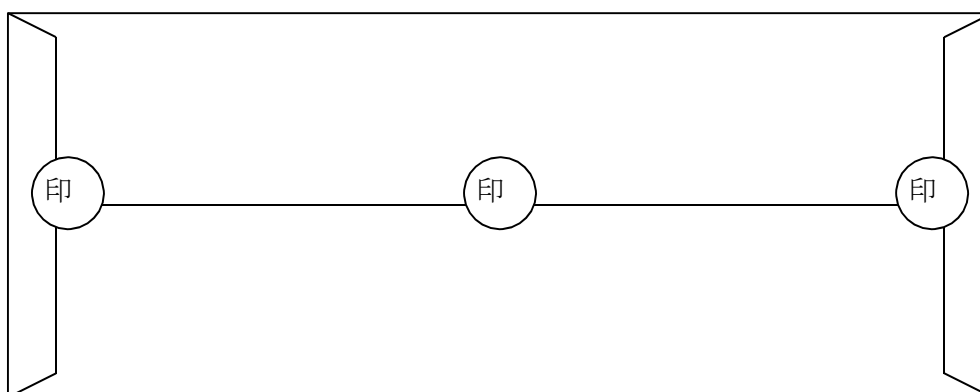
- 4 見積明細書（任意様式）の作成
 - (1) 導入する端末機器及び運用に必要なソフトウェアやシステム構築費等を含む初期費用全体の合計金額とし、次年度以降の運用経費は含まないこと。
 - (2) 消費税及び地方消費税は含まない額とし、通貨単位は「円」とする。
 - (3) 見積書（様式4）の総額と同額となること。

- 5 留意事項及び提出の際の注意事項
 - (1) 提出書類は返却しない。また、提出した資料の差替えや再提出は認めない。
 - (2) 提出書類に期日の記載漏れがないよう注意すること。
 - (3) 見積書（様式4）・見積明細書（任意様式）は必ず封筒に入れ、封筒のオモテ面には、下記の①～②の事項を記載すること。必ずのり等（セロハンテープ、ホッチキス止めは不可。）で封をし、封筒の合わせ目に押印すること。
 - ① 事業名：令和2年度 白石町小中学校学習用端末機器整備事業
 - ② 『見積書等在中』等の表示をおこなうこと。

[例]



(オモテ)



(ウラ)

第9 審査、選定の概要

- 1 選定委員会の設置

事業提案内容の審査、評価及び特定を行うため選定委員会を設置する。選定委員会は町職員で構成し、選定委員会会議は非公開とする。

2 プレゼンテーションの実施

事業提案資料をもとにして選定委員向けのプレゼンテーションを行う。

(1) 日時・場所：令和2年11月26日（木）白石町役場

※開始時間・会議室の場所等詳細については、後日改めて案内するが、
日程・時間・場所等の希望や変更などは一切認めない。
※欠席した場合は、事業提案の審査、評価及び特定から除外する。

(2) プレゼンテーションの内容：以下のとおりとする。

区 分		内 容	時間配分 目安
準備		機材等の準備・調整	20分
プレゼン テーション	開始	開始時間になり次第開始	
	事業提案	主に事業提案内容の概要説明 ※必要に応じてデモンストレーションも実施すること。 ※時間内であれば本件以外の提案を行ってもよい。 《選定委員からの視点》 ・導入にあたっての事業実施体制とスケジュール ・導入する端末及びソフトウェアやシステムの機能、特長 ・導入、運用支援の内容 ・運用開始後に想定される経費（見積書に含まない）	25分
	質疑応答	事業提案内容について質疑応答	15分
	終了	終了時間になり次第終了	
撤去		機材等の撤去	20分

- ① プレゼンテーションの時間は、40分間とする。
(事業提案のプレゼン25分、質疑応答15分)
- ② 準備は開始時間20分前からとし、開始時間までに必ず完了しておくこと。
開始できない場合は、事業提案時間を短縮して調整することとする。
- ③ 撤去は、20分間で完了し会議室から速やかに退出すること。
- ④ プレゼンテーションで利用するプロジェクター等の機器については、事業提案者が準備すること。ただし、スクリーンまたは音響設備（マイク等）のみは町の備品使用を可能とする。

- ⑤ プレゼンテーション会場での機器・機材等事前調整が必要な場合は、別途「第11.事務局」まで連絡し、日程調整すること。

事前調整日程：令和2年11月24日（火）9時～16時
令和2年11月25日（水）9時～16時

- ⑥ 出席者は4人までとする。説明及び質疑応答の対応については、原則として本事業受託決定後の主担当者または管理責任者が行うこと。
- ⑦ プレゼンテーションは、先に提出した事業提案資料に基づいて実施すること。内容が変わらなければ、事業提案書の要約版や拡大版を使用してもよいが、事業提案書に記載されていない内容は説明しないこと。

3 審査、選定の方法

提出された「事業提案資料」、「見積書（様式4）」及びプレゼンテーションの内容から選定委員が以下の項目について評価を行い、最も評価点の高い者を選定委員会において受託候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会により順位を決定する。

【評価項目及び配点】

・実施体制（事業提案資料、プレゼンより）	・・・	80点
・機器性能（事業提案資料、プレゼンより）	・・・	60点
・支援内容（事業提案資料、プレゼンより）	・・・	40点
・運用経費（事業提案資料、プレゼンより）	・・・	80点
・見積金額（見積書より）	・・・	40点
合 計	・・・	<u>300点</u>

4 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和2年11月27日（金）17時までに事業提案者全者に対し次の事項を通知するものとする。なお、審査結果及びその内容に関する問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。

- ① 受託候補者
- ② 評価点数

5 契約に関する基本事項

- (1) 選定委員会において特定された受託候補者は、第1位の優先交渉権者であり、町と契約締結に向けた協議を行う。合意した協議内容に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議においては、事業提案の内容をもとに具体的に詳細な協議を行うものとし、本件の事業内容を変更・修正する場合がある。両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。
- (3) 契約手続き及び契約書は、白石町財務規則及びその他法令の定めるところによるものとする。
- (4) 契約者が本事業内容の全部を一括して第三者へ発注・委託することは認めない。
- (5) 本件の事業に関する契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第8号及び白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年1月1日条例第47号）の規定により議決が必要であるため、それまでの間は仮契約を締結する。議案については、令和2年12月定例町議会に上程する予

定である。なお、当該契約について白石町議会で可決されなかった場合、町は仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

第10 その他の留意事項

- 1 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - (1) 本実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- 2 提出書類の帰属等
 - (1) 提出された事業提案書等は、返却しない。
 - (2) 町は、事業提案の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された事業提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。また、保存・記録し図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
 - (3) 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。
 - (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、白石町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- 3 費用負担
 - (1) 本事業提案に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
 - (2) 本件に係る提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等については、すべて参加者の負担とする。
 - (3) 緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することが出来ない場合は、本件を停止、中止もしくは、取り消すことがある。この場合において本件に要した費用を町に請求することはできないものとする。

第11 事務局

担当部署 : 白石町教育委員会 学校教育課 学校教育係 (白石町役場3階)

所在地 : 〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話番号 : 0952-84-7128 (直通)

E-mail : kyouiku@town.shiroishi.lg.jp

※事務局への連絡は、本件が終了するまで簡易な内容確認を除き、電子メールのみとする。